

学生および保護者の皆様へ

学校法人福原学園 九州共立大学

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置の実施について（事前予告）

九州共立大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した学生の修学機会を確保するため、以下のとおり、**授業料（半額）給付の特別措置を実施**いたします。

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変した世帯の学生

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出し、令和2年の所得見込みが、給与所得者は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下である場合
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大後の所得が、前年の所得と比較し、2分の1以下であり、令和2年の所得見込みが、給与所得者は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下である場合

※ただし、高等教育の修学支援新制度の対象者、並びに本学独自のS A、A特待生は給付の対象外です。

2. 措置内容

授業料の半額を給付します。

※本事業については、予算が限られているため、申込者全員が給付を受ける事が出来るわけではございませんので、ご了承ください。

3. 申請方法

申請希望者は、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書」を必要書類とともに提出してください。

※「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書」等詳細は、現在協議しております。ホームページの再掲載までお待ちください。（6月中旬予定）

4. 提出書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の所得を確認するに必要な書類（給与明細等）
- (3) 収入の減少を証明する書類 ※詳細は、大学キャリア支援課にお問い合わせください。

《この件に関するお問い合わせ先》

九州共立大学

キャリア支援課 TEL 093-693-3003